

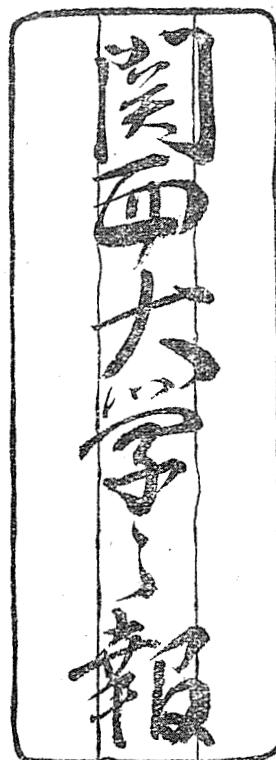
學制の改正につきて
法學博士 神戸正雄
門部喜一
大改正を加ふることにした。
之は最近、文部省よりの指示
もあり、之に基き、本學獨自の工夫
を凝らして立案したものである。

今回本學に於て學部、豫科、専
門部を通じて學科課程に劃期的の
大改正を加ふることにした。
之は最近、文部省よりの指示
もあり、之に基き、本學獨自の工夫
を凝らして立案したものである。

此の如き改革の要請さるゝやう
になつたのは一には、時勢の進展
に伴ひて、新しき研究項目の一層
切要となるものゝ生じたる一方に
於て、段々と重要性を減じて特に
一科目として獨立せしむるに及ば
ざるものゝ生じた爲めと、第二に
は嘗て學則制定當時の人の關係か
ら特設せられたと思はるゝ科目も

今回本學に於て學部、豫科、専
門部を通じて學科課程に劃期的の
大改正を加ふることにした。
之は最近、文部省よりの指示
もあり、之に基き、本學獨自の工夫
を凝らして立案したものである。

法學博士 戸正雄



に因るのである。

大學豫科に關しては、別に文部
省からの一般的指示があつて、學
科の名稱、内容、時間數に大改
正があり、之に従つて改正を行は
なければならなくなつたのは勿論

であり、其上、此處では修業年限も
やがて短縮せざるを得ざる運命に
ある。

其れで右の方針に従ふて大改正
が行はれたのだが、今茲に一々の
改正の点を列舉するは煩に堪へぬ
から略すとして、著しき改正の行
はれたのは、何といふても、經濟
學部に於てであつたことを注意す
る。其れにつきて勿論、異つた見
解が出来るのは止むを得ない。が

の選擇科目が一本建であつたのを
二本建とし、法律學科目を一團と
した選擇と、其他の附隨諸學科目
を一團とした選擇とを行はしむる
ことゝしたことである。

從來の科目にて廢止したのは可
なりに多いが、新しく出來たもの
としては、東亞經濟論、資源經濟
論、國土計畫論、地政學、工學概論
など、新時代の旭光を負びて現は
れたものである。此等のものゝ中
には或程度まで未成の學問といは
なくてはならぬものもあり、又、之
を要領よく纏めて講義することの
難いものもある。此は擔當者の努
力に待つべきもので、擔當者とし
ては熱意を以て新しき分野を拓く
ことの仕事のある題目たる不失
著しい改正としては、經濟學科

第	二	百	二	號	要	書
校	友	內	報	評		
學制の改正につきて	神戸正雄(一)	
法文學部學科課程の改正	武内省三(二)	
經濟學部學科課程の改正	磯部喜一(三)	
大學の國營制度に就て	三枝樹正道(四)	
印刷所	岩崎卯一(五)	
發行所	大坂市東堀川町長宿 上三丁目十二番地	(六)
編集部	大阪市北區堂島 上三丁目十五番地	
印刷所	谷口昇別所	
發行所	中通二丁目十二番地	(八)
編集部	大阪市東堀川町長宿 中通二丁目十二番地	
印刷所	谷口昇別所	
發行所	大阪市東堀川町長宿 中通二丁目十二番地	(九)

法文學部學科課程の改正

法文學部長 武内省三

今日學修する者にとつて最も大切な事は新しき世界状勢下に於て從來の學の根本概念をば再検討し我國の世界的使命に關する深き自覺の元に之を確立することである。此度の學科課程改正に當り法文學部は特に此の点をば其の根本方針とし、そしてこの根本方針をば次の三點に於て具體化しようとした。

第一は基礎的學科の充實である。大體から謂つて、法文學部の學科にはその時々の社會状勢の變化に依て餘り動かされない基礎的學科が多い。法科にあつては何と謂つても現行法典の研究が基礎である。政治科、英文科、哲學科等の諸科目がいづれも左様であることは謂ふ迄もない。唯然しながら之等の學の基礎概念や惣導概念に就いては現下の歴史的進展と世界状勢の變化に基いて再吟味、

再検討せられねばならぬものが多いたい。その爲めには最も根底的な基礎學を課することは特に必要と謂ふべきである。例を法科丈けについて謂へば、法理學をば選擇科目から必修科目に移し、又法律思想更を新設した如きは、統制法、經濟法の新設と相俟つて、新法學確立の方向に向つて進まふとするものである。

第二に、この新たなる基礎概念の確立のために必要なことは他の諸社會科學や精神科學との有機的聯繫をばハツキリ把えることである。今日では最早や學のための學、東亞に關する一層深き認識と研究とは一日も忽にすることは出來ない。その意味から東亞に關する科目を擴大充實することに極力努めた。從來の「東亞問題」の講座をば「東亞法制」「東亞政治論」「東亞經濟論」の三講座に分割して、其の内容の充實を期し、哲學科に於ては「日本精神史」「東洋哲學史」(印度)を新設した如き、いづれもこれが其の理由の第一である。

新學科課程の元に於て學生諸士に期待し且つ切望するものはこの自發的研究である。かくして初めに眞に俱學俱進の實を學げることが出来るのである。

會の全體的構造、目的、使命、理念等を全體的に把握して初めてそれの特殊科學の持つ意義、役割、機能等を初めて明確に知ることが出来る。學修する者は先づこの全體に迄視野を擴大せねばならない。狹き専門化の弊に陥ることなきよう充分警しめなければならぬ。横に他科との緊密なる連絡を保ち、出來る丈け種々の社會科學や精神科學研究の機會を與へるやう期したのは全くこのやうな目的に出来るものである。

第三に、何と謂ふても先づ現實の事實を知らねばならない。特に東亞に關する一層深き認識と研究は、一日も忽にすることは出來ない。その意味から東亞に關する科目を擴大充實することに極力努めた。從來の「東亞問題」の講座をば「東亞法制」「東亞政治論」「東亞經濟論」の三講座に分割して、其の内容の充實を期し、哲學科に於ては「日本精神史」「東洋哲學史」(印度)を新設した如き、いづれもこれが其の理由の第二である。

新學科課程の元に於て學生諸士に期待し且つ切望するものはこの自發的研究である。かくして初めに眞に俱學俱進の實を學げることが出来るのである。

最後に全體として一週の授業時間數をば出来るだけ短縮することにした。夫は國民體位向上の國家的要望に沿ひ、且つは又卒業後直ちに入營、軍務に服し、其の任務を充分に達成する爲めには夙に在

の諸講座と相俟つて、其の充實整備を期したものである。

學部 學科課程改正の要点

經商學部長 磯 部 喜

學問の間界はいはゞ象牙の塔であつて然るのだ、といつた考へ方は程度に強弱の差はあるだらうが、

露戦争を知らずして終始したものが、日本相當に廣く知られてゐる。こゝでは、眞偽の程は別として、日本の一學者の態度が懷しまれてゐる。かういつた考へ方が、特に吾々の關係する經濟學商學方面では誤つてゐることは、改めて述べるまでもあるまい。

大東亜戦争の勃發はわが國の將來に影響を與へたゞけではなく、すべての方面に就いて將來の動向を決定づけたのである。學問の世界も亦同様である。吾々は大東亜戦争を考慮しつゝ研究するに止らず、これが認識を基礎條件として研究をするゝめなければならない。この立場から、今回の學科課程の改正に際して、若干の學科が整理され、

が設けられてゐるが、本學では過去に於いてもこの設けなく、今次の改正でも新設されなかつた。これには理由がある。統制經濟はわが國の基本的經濟體制であるので、すべての問題はこの上で考へられねばならず、自由經濟的體制の上の問題と對比されねばならない。だから、一科目として講義されるよりは、すべての科目に於いて基礎條件として闡説さるべきである。かくして「統制經濟論」が見出されないのである。

紹介されるべき外國研究を紹介されれば足りる。しかし大學生はわが國に立場に在る。かくして大學では外國經濟書の講讀は看却されない。世上一般に看却する風潮が瀰漫すればするほど、研究の沈潛を要望せざるを得ない。

とから解される嫌ひがある。そこで、配給現象を中心とする私経済的ならざる研究に重点のあることを明示する爲、商學科と改つた。

る。經濟學科の學生にとつては法律は副科目的地位に置するが故に學習負擔の輕減をこゝに求めたのである。これと同時に、己が志望

（経営財務論）と共に、今次の改正では注目されてよいであらう。

學制改革所感

教授三枝樹正道

この度の學制大改革に關しては、事苟くも國家將來の實力の基本をなす問題であるから、文政當局に於ては、勿論充分なる理論的研討と、實踐の可能を考慮の上、決定せられたことであり、從つてその理論的根據は確立してゐるものがあると思ふが然し又教育當事者としては、現在の狀態に於てさへも未だこれで充分だとは考へておらず、殊に今後大東亜共榮圈を建設して全世界を指導すべき國民を世に送り出さんとするより一層の擴充を要請してゐることは當然であるにも拘らず、それを今まで以下に短縮することは、眞實的な性格が到底忍び得ないところである。故にこの改革に對する是非賛否の論は、何れも耳を藉るに價値あるものがある。それで私は、今日現實に教育の衝に當る者として考へ且つ實踐しうる又實踐せねばならぬ二の点に就て述べて見たいと思ふ。

抑も教育に於ては、これを施す時機とその時間と云ふものが重要な契機をなすものである。即ち勉強にしても、修養にしても、おづからそれに最も適當した時機と、それに必要な時間があるものである。従つて何時でもこれを實施してよいと云ふものではなく、又必ずしも長ければ長い程良いと云ふものでもない。殊に學校教育

は、その本來の相に於ては、家庭に於ける自然形式の教育に對して、文化形式の教育を施し、以て被教育者に研究に對する關心を深め、修養鍊成を更に高めしめるべく指導することを第一義とするものである。從つてその爲には必ずしも長時間を必要とするものではないとしても、生命ある生ける人間の鍊成には身心の伸展發達の爲に、是非相當の時間を必要とするのである。而してこの時間は無駄な餘暇とは全然意味を異にする必須なる要素である。

さて一定の物を一定の空間へ入れたり、又は或物を製作加工するには、熟練者は早く而も手際よくこれを處理するが、然し生けるものは、タトヒそれが植物のやうなものは、タトヒそれが植物のやうなものでも、これを或程度に生長せしむるには、いかに熟練者であつても、時間を無視して自己の意志の儘にそれを爲すことは不可能である。況して人間の理解力の發達は、勿論その爲に教授要目の改正は當る方針の下に是非ともこの重大時局を乗り切らねばならぬ時であるあらゆる周囲の面を考察し、それらとの關係の下に、國家第一の目的を遂行せしめねばならぬ時である。だから、唯だ教育の一面の

もその人自身の自然的發達に於ける相當の時間を俟たねばならぬ。此事を思ふ時、就學年限を短縮することは、人間鍊成の上に相當大きな影響を與へることを考へねばならぬ。從つてそれは學力の低下常識の不足、修養力の減弱等の教育上悪影響のあることゝ思ふ。

然し又他方に於ては、從來の五年の制度が必ずしも最高至上的適法であつたとは考へられないのだから、政府の主張する如く、この際全く新しき理念と構想の下に新發足するすれば、これ亦或は反つて莫大な結果を齎すかも知れない。殊に現在我國は有史以來の重大なる時局に當面してゐるのである。平和と、心身兩面に充分の餘力を保持して學問を論じ、修養を積み得る時代とは異なるのである。實に國家は大東亜戰爭必勝、大東亜共榮圈確立の二大目標完遂の爲に、餘他の一切の行為、政策を、一時その大目的の下に總べて躊躇せしめねばならぬ状勢にある。されば、その怪我の應急處理をせねばならぬこともある。これと同様である。

今日、吾國は、この決定されたものでも、これを或程度に生長せしむるには、いかに熟練者であつても、時間を無視して自己の意志の儘にそれを爲すことは不可能である。況して人間の理解力の發達は、勿論その爲に教授要目の改正は當る方針の下に是非ともこの重大時局を乗り切らねばならぬ時であるあらゆる周囲の面を考察し、それらとの關係の下に、國家第一の目的を遂行せしめねばならぬ時である。だから、唯だ教育の一面の

みに重点を置くことは許されないのである。故に此際、從來の稍々

もすると詰め込み主義、知識注入主義に陥つたる教育を理解開發主

義ならしめ、研究心の誘發補導に尙一層盡力せねばならない。

唯だ懇るゝのは、從來でも尙ほ

なり、教室の時間が一層重視され、徒らに知識の不消化の儘に授受せらるゝが如き事がありはせぬかと云ふ事である。若しかくの面でゐるのである。平和と、心身兩面に充分の餘力を保持して學問を論じ、修養を積み得る時代とは異なるのである。實に國家は大東亜戰

争必勝、大東亜共榮圈確立の二大目標完遂の爲に、餘他の一切の行為、政策を、一時その大目的の下に總べて躊躇せしめねばならぬ状勢にある。されば、その怪我の應急處理をせねばならぬこともある。

勿論その爲に教授要目の改正は當る方針の下に是非ともこの重大時局で考案を進められつゝあることゝ思ふ。故に教育當事者は國家の要請せる理念と、現時の重大時局を考察の上、從來の稍もすれば質實陶冶に對する興味、即ち研究心の助長、修練に對する積極的關心の喚起に努力せねばならぬ。

然行はねばならぬが、それは文政當局で考案を進められつゝあることゝ思ふ。故に教育當事者は國家の要請せる理念と、現時の重大時局を考察の上、從來の稍もすれば質實陶冶に傾きつゝあつた教育を、形式陶冶に重心を置く鍊成によつて、國民育成に邁進してこの難局を突破せねばならぬと思ふ。

大學の國營制度に就て

教授 岩崎卯一

我が國の大學制度は、遺憾ながら明治維新的大理想を顯揚するためには創立されたのではなく、明治政府を中心とする朝野の政權爭奪的な對立・相剋の「鬼子」として出来たものである。

私立學校の開祖は、西郷隆盛が鹿児島に樹立した『私學校』であり、これを今日の言葉に改むると、私立陸軍士官學校及び私立海軍兵學校である。明治十一年の西南戰役に示された『私學校』生徒の武勇と訓練に驚いた明治政府は、深く省るところあつて、西郷及び其の一黨の死滅を機とし、陸海軍軍人養成機關の『國營主義』を貫徹しようと決意し、その決意は今日まで續いてゐる。西郷が死ぬずにゐたら、私立士官學校や私立兵學校が、今日でも『私學校の雄』と誇りながら、鹿児島あたりに廟を唱へ、運動競技などで、東京の官立士官學校や江田島の官立兵學校などを相手として、優勝争をしたことであらう。山縣などの明治政府が採つた此種の純粹國營主義が、官私差別主義との比較に於て、失敗であつたかどうかは、具眼の士の批判に俟つところである。

西郷の『私學校』を模倣し、これがを政治・法律研究の領野で實践しようとしたのが、大隈重信の『早

稻田專門學校』即ち早稻田大學の前身である。明治十四年の政變で失脚し、野に下つた大隈は、明治政府の首腦たる伊藤と山縣とに對抗する必要上、在野政黨たる『改進黨』を創立するとともに、その

士官學校格としての『早稻田專門學校』をも樹立した。これを見て

驚いた明治政府は、全日本の國力を傾けて、東京に帝國大學を急造し、所謂『大隈學校』に對抗せしめた。政府の大隈討伐方針は、可愛い帝國大學を『官立』と稱し、憎い『大隈學校』に蔑視的な意味を持たせた『私立』の稱を押しつけ、これより凡ゆる特權と榮譽とを奪うことであつた。これより官立大學は肥馬に跨つて平坦路を走り、早稻田大學を筆頭とする私立大學は重荷を擔ひつつ荆棘の道を歩したのである。大隈が明治十四年に失脚しなかつたら、又は直

ぐに政權の地位に復してゐたら、恐らく早稻田專門學校が『國營』に移管され、明治十九年になつて急造された『官立』東京帝國大學は生まれずして済んだであらう。そして、日本の大學で學んだ何人も、閣・私立閣など言ふ意味を解釋し得ない人間に成つたであらう。

昭和十七年春、昭和日本の全知識を動員して設けられた『大東亜建設審議會』の第二部は、文教政策答申案第二項に「教育は原則として國家自らこれを運営すべき體制を整備し云々」と麗記してゐる。この條項を見て、日本全體にある何萬の『光榮』ある私立學校が、その『光榮』を奪はれて、官立學校に移管されると断然する必要はない。答申案には「原則として」と書いてある。明治十九年以後五十年間、一貫されて來た政府の官立中心主義の文教政策が、再確認されただけである。今までも、教育は「原則」として國營主義なりが故に、原則的學校たる官立

能を動員して設けられた『大東亜建設審議會』の第二部は、文教政策答申案第二項に「教育は原則として國家自らこれを運営すべき體制を整備し云々」と麗記してゐる。この條項を見て、日本全體にある何萬の『光榮』ある私立學校が、その『光榮』を奪はれて、官立學校に移管されると断然する必要はない。答申案には「原則として」と書いてある。明治十九年以後五十年間、一貫されて來た政府の官立中心主義の文教政策が、再確認されただけである。今までも、教育は「原則」として國營主義なりが故に、原則的學校たる官立

校には物質的にも精神的にも總てが與へられ、例外的學校たる私立學校には光榮ある無冠の帝王と言ふが如き「氣分」丈が許されたのである。全日本の學校教育を、に國營とすること、恰も今日までの陸海軍學校の如くに改編する事の可能性如何を判断するためには、當路の生態的研究をするのが先決問題であらう。

私等は幸にして、從來政府の顧るところ甚だ薄き私立大學に教鞭を執るの責務を與へられてゐる。官立大學の教職員に比し、國民教育の任は一層重いと確信してゐる。それだけに教育者としての生甲斐を感じるのである。全國民の租稅收入を何等費消することなく、全く特定父兄の支出する學費の一部に依つてのみ大學の經費を賄ひつつある私立大學の教育者として、日夜念じつゝある我が學園の學生を「大君に忠、父母に孝」なる原則に遵ひて訓育することである。各職域を通じて、聖上の教慮を安んじ奉る日本臣民に仕立上げるとともに、父母の恩に酬ふ可く精勵する孝子にも育成することである。政府が今後も「官私」の區別を持続するか否とを問はず、我等は只督教育勅語の御趣旨を奉戴して邁進するのみである。

昭和十七年九月

書評

三谷友吉教授著

ボエーク資本利子論の研究

講師 安田信一

最近に於ける經濟學研究の注目すべき傾向の一は經濟理論と金融理論の接近であり、利子論をその媒介としてゐる事であらう。この傾向は所謂貨幣的景氣理論の發達に基づき、ボエーム資本利子論はその源をなす。

本學三谷友吉教授は今回「ボエーム資本利子論」を世に問はれた。教授は既に堀博士とウイツクセル「國民經濟學講義」、豊崎教授とベルクマン「國民經濟學的恐慌學說史論」を共譯せられ、景氣理論に深き理解を有して居られる。

元來ボエーム資本利子論は主觀價値説と限界生產力説の兩者をその基礎とし、本書前篇は資本利子と前者、後篇は後者との關係を問題とし、別に「資本の形成」が附論として論じられてゐる。然して前篇第四章に於ては彼の主觀價値説と利子理論との關係を批判し、同時に本書に於ける著者の基礎的見解を次の如く表明せられてゐる「交換經濟に於ては、實際に誰も労働力に對して……使用價値評價を行はない。消費者もさうである。何故なら、彼は購買する享樂財のみを評價しそれ以上のことを考へないからである。企業者もさうである。何故なれば、彼に

とつては彼の生産物は……使用價値を有しないからである。そして労働者もさうである。何故なれば、彼は……彼の労働の使用機會を有しないからである。

鄉土關係的新刊二つ

講師 吉永登

浪華儒林傳

いと考へられるのは存外著者たる石濱先生だけといふ事になるのかも知れない。

石濱純太郎先生著
評價の關係に基づく現在財と將來財との間の價値差額から資本利子を導き出す試みの破綻に陥るのは當然の結果であると言はなければならない」(分頁一九頁)。

又後篇第五章にてはボエーム利子論の中核たる彼の均衡狀態について説明し、且つ彼の謂ふ利子の限界生產力的性質、

均衡利子たる事を明にし、次の如く結ばれてゐる「ボエームは單純化の假定として一方的に進行する生産を想定してゐる。しかし現實に於ては生産財、生産部門と消費財生産部門とが對立してゐて、し

かも生産財生産部門に於ては資本財の自己生産が起る。兩部門が均衡を保つためには、種々の條件が満たされなければならぬ。」かかる事情を考慮に入れる時

は、打歩が存在する場合には自然的均衡が存立するとの斷定は、承認されえない

のである」(二二五頁一二六頁)。その

間各所に於てボエームの所説に付き、諸問題を検討せられてゐる。

要するに讀者は本書に於てボエームを

通じて經濟理論の諸問題に付いての理

解、殊に「統制經濟に於ける資本の再生

過程の分析」(序文)にさせられる所少

くないと思はれる。(A5版、西五頁定價)

ても私の尊敬してゐる某先生にお目にかかるた節、此の書物の出版の近い事を申上げたところ、自分もかねてあのままに大變喜んで居られた。して見ると、つまりと考へられるのは存外著者たる石濱先生だけといふ事になるのかも知れない。

先生は周知の如く東洋學の權威で、京都帝國大學、關西大學、龍谷大學に於て異色ある講議を行つて居られる。從つて統制の喧しい出版界に、どうした事が却つて書籍が氾濫するのが現状である。この點は又中々むつかしい事になる。先づ著者だけについて考へても、世には著者の出合軽率に前者がすぐれてゐて、後者がつまらないとは云はれるものではない。要は著者その人の學殖の程度如何によるのであり、更により多くその人の學的良心に依存するのである。

その意味で、此の度全國書房から出版せられた、石濱純太郎先生の「浪華儒林傳」なども、考へさせられるところが多い。此の書物はもとより漢文に連續して掲載せられたもので、その出版が今のお先生の意に添はない事は、直接

見ると、以前とは違つた意味で私を喜ばせるものがある。それは卷頭の「大阪の漢學」で概観して個人に及ぶと云ふ有機的

な配列の妙味もさることながら、より以上に一人一人の儒者の背後に存する大阪

の學問乃至は浪華儒學者の持つ特色とで

ても承つて居つたし、又跋文の中にもはつきり書いて居られる。ところでもし先生の御言葉通りだとすると、出版に骨折つた畏友神屋敷君など實につまらないお

事で、今更ながら先生の對象把握の正確さには打たれる思ひがする。御自身で

かたた節、此の書物の出版の近い事を申上げたところ、自分もかねてあのままに大變喜んで居られた。して見ると、つまりと考へられるのは存外著者たる石濱先生だけといふ事になるのかも知れない。

先生は周知の如く東洋學の權威で、京都帝國大學、關西大學、龍谷大學に於て異色ある講議を行つて居られる。從つて統制の喧しい出版界に、どうした事が却つて書籍が氾濫するのが現状である。この點は又中々むつかしい事になる。先づ著者だけについて考へても、世には著者の出合軽率に前者がすぐれてゐて、後者がつまらないとは云はれるものではない。要は著者その人の學殖の程度如何によるのであり、更により多くその人の學的良心に依存するのである。

その意味で、此の度全國書房から出版せられた、石濱純太郎先生の「浪華儒林傳」なども、考へさせられるところが多い。此の書物はもとより漢文に連續して掲載せられたもので、その出版が今のお先生の意に添はない事は、直接

見ると、以前とは違つた意味で私を喜ばせるものがある。それは卷頭の「大阪の漢學」で概観して個人に及ぶと云ふ有機的

な配列の妙味もさることながら、より以上に一人一人の儒者の背後に存する大阪

の學問乃至は浪華儒學者の持つ特色とで

ても承つて居つたし、又跋文の中にもはつきり書いて居られる。ところでもし先生の御言葉通りだとすると、出版に骨折つた畏友神屋敷君など實につまらないお

事で、今更ながら先生の對象把握の正確さには打たれる思ひがする。御自身で

料によつたと事もなげに云つては居られ
るが、先生の見識を外にして何人が企て
及ぶべきであらうか。世間にはかうした
正確な対象の把握もしないで直ちに結論
の抽象を試みて、手際よく纏めてくれる
著者もあるが、そんな書物はあぶなくて
見ては居られないし、讀む側から云へば
せめて其處だけは讀む者のためにも餘韻
として残してほしいと考へる。それが書
物の持つ品位とでも云ふべきであらう
が、その點先生の此の書物は足をしつか
り地上に置いた品位高き書物と考へる。
實を云ふと、恩師藤澤先生の泊園書院
に關係のある諸先生の外、この書物に取
扱はれてゐる學者については、専門の違
ふせいもあつて、當永伸基を除けば大し
た興味がある譯ではない。それでゐて讀
まずに居られなかつたものは、何と云つ
ても前述のやうに、此の書物が言外に描
き出す浪華學者を包む雰圍氣のためであ
り、過去の大坂が持つた學問の誇示があ
るからである。そして其處から必然する
大阪の學問の將來に對する先生の異常な
熱意に動かされるためからである。

いやだ／＼と云はれながらも、各篇の
終りには、最近の御考へまで要領よく追
記せられてゐるのは先生らしくて殊にう
れしい。學問に並々ならぬ愛着を持つて
居られる先生の學的良心の然らしめると
ころであらう。かう考へると、あの跋文
だけは何とかして、先生に御引込みを願
ふか、さもなければ讀む方で順序通り最

後にそつと讀むだけな
それから牠は何
の事はないが、誰か
作つて、つけてはく
私のやうな門外漢で
と思はれるのである
考へて戴けば幸である
定價一八〇

木谷蓬吟氏著

私の近松研究

大正十一年出版の大近松全集の序文によつて「全近松の研究は更に第二の著述によつて完成せしめねば描かない。」と見えてゐる事によつても全集の編者木谷蓬吟氏が近松研究に對する熱意の大きさと、その志された時期の極めて遠い事が窺はれるのである。

氏は人も知る近代淨瑠璃界の名人、五世彌太夫を父に持たれる名門であり、近松の研究者としては正しくその人を得たといふべきであらう。従つて大著「淨瑠璃研究書」中に於ける氏の「本書は近松派と省いて瑠璃に關する一切のものをおざと省いておいた。別に他日纏めて見る考へである。」との豫告的な言葉にかけられた我々の期待は、まことに大きいものがあつたのである。

それが此の度「私の近松研究」となつて、大阪に縁りの深い全國書房から出版せられた事は、もとよりB六版二百七十頁の小冊、氏の近松研究の全貌を盡すもので

はないにしても、喜ばしい限りであつた。本書は著者が、その序文中に於ても述べて居られる通り、二十年來氏が關係して居られる近松研究會に於て、多年に涉つて發表せられた研究中から選び出されたものである。だから夫々の研究は時を隔てゝ行はれたものであり、且つ題材も亦必ずしも系統立てられてゐる譯ではない。しかもそれにも拘らず、此等諸篇の背後に脈々として流れることは、氏の近松に對する親昵の感情であり、其處から来る透徹した理解であつて、全篇悉く達人の手になる珠玉にも譬へるべき名篇といふべきであらう。

中にも「天綱島と大阪商家生活」は作者快心の雄篇であつて、大阪の商家といふ雰圍氣に醸し出された、特殊な事件を取り扱つた近松の大作を、縱横に批判して餘すところがない。又「近松と西鶴と夕霧」、「流人俊卿の夫婦愛」なども、主題を一にした諸家の作品の比較による、近松理解の一方法として極めて要領を得てゐる。殊に嬉しく感せられたのは、「大阪天神祭と豊公祭」であつて、たとへそれは著者も云はれるやうに、論理の運びに多少の飛躍があるにしても、天神祭は豈して加へられたらしく「近松壇墓物語」公祭にあらざるかの提示は大阪人に取つては理屈抜きに受け入れられるべき新發見と見るべきである。最後の或は附録として、その淡々たる行文の間に隠せられた該博

たゞ多少とも不安を感じしめたものでは、極めてまれに、そしてそれは全體に何等の支障を生ぜしめて居る譯ではないが、やゝ日本精神に引きつけ過ぎられたのであるまいかと見受けられる節のある事である。例へば「法と情の調和」中法律に關する西洋と日本との比較があるが、氏はアイスランドに起つた幽靈を告訴した事件を通じて、西洋では權力が、日本では人情が、法律の基調をなしてゐると結論してゐられる。あざやかであるだけに多分の危険がある譯で、例の「ヴァニスの商人」なども人情裁判と云へるエニスの商人」なども人情裁判と云へる啓蒙的なものを必要とするには違ひないが、この方法が一度近松の研究に對して施されるならば、學問のためにこれはないではない。勿論時勢の要求がかゝる啓蒙的なものを必要とするには違ひないが、お座なりの日本精神の色揚げを経ての復歸ならば、近松のためにも敢て取るべきではない。近松は近松としてそれ自體を堀り下げる行くことが、たゞ今時勢に直接の繋りがなくとも、それこそ超時局的な普遍に參する道であり、又眞の日本精神の高揚を來す所以となるのである。(B 6 版、二七頁、定價三・〇 全國

山本 正次 (13) (國民貿易審主事、福井縣總務地方課)	（大日本紡績聯合會會計主任）	村井 政治 (6) 上海閘北民德路、華中	改 姓 名
天宅 俊治 (五) (大阪府內鮮係長)	陰下 民治 (7) (大阪府警察部外事課)	鐵道會社內 (同社建築課庶務)	村田 幸造 (7) 上海閘北民德路、華中
大野 成孝 (13) (上海北蘇州路四三四號、上海內河輪船公司內 (同公司))	河田千代治 (10) 上海閘北民德路華中鐵道內 (同社)	鐵道會社內 (同社總務部管理課)	伊造 田中 伊造
辻本 長藏 (12) (上海四川路二一五號、大興棉花公司內 (同公司))	木村 宗松 (8) (奈良縣警察部警務課)	桐本 晴光 (四) (上海閘北民德路、華中鐵道會社內 (同社總務部管理課))	石田 石田
松山 正雄 (7) (泉南郡奈川村谷川、泉州產業會社專務取締役)	田中 茂 (9) (上海閘北民德路、華中鐵道會社氣付南京支店)	塙見武吉耶 (6) (上海閘北民德路、華中鐵道會社內 (同社總務部管理課))	伊造 田中 伊造
米井 邦三 (8) (千葉縣和洋紙商業組合常務理事)	竹内清次郎 (14) (上海狄恩威路五〇五、ビースハウス内 (日本海上上海支店))	吉田 政光 (五) (上海閘北民德路、華中鐵道會社內 (同社建築課庶務))	龍北 勇夫
大戶 守藏 (10) (上海北四川路一〇四號、武川商事會社內 (同社))	寺本 幸三 (五) (大阪市西區役所稅務課長)	阿部 武夫 (5) (上海吳淞路、淮南炭礦會社內 (同社))	西村 匡雄
細川 末藏 (9) (上海百老匯路二一九號、石油聯合會社內 (同社))	名田 京一 (5) (住宅營團大阪支所厚生課長)	井澤 茂 (3) (上海閘北民德路華中鐵道內 (同社經理課審查係))	村田 幸雄
池田 信一 (16前) (上海北四川路五二三號、華中鹽業股份有限公司內 (同公司))	長島理一郎 (8) (堺市市之町西一丁官舍 (任地方警視署警察署長))	鈴木 清 (13) (上海東西華德路二八八號、大陸新報社內 (同社經濟部))	昭7 專 經 田中 伊造
内田 寛了 (13) (上海北蘇州路四三四號、上海內河輪船公司內 (同公司))	西田 芳彌 (11) (上海新市街共榮路、上海恒產會社內 (同社))	福原政二郎 (3) (滋賀縣書記官 (陸軍司政官))	昭7 專 經 田中 伊造
黒田 邦彦 (9) (三井生命大阪西支部長)	堀田 勇 (9) (上海老靶子路、上海軍報道部內報業組合内 (同組合))	松島武三郎 (二) (神戶市海岸通、大阪商船會社神戶支店船員局)	昭7 專 經 田中 伊造
高岡萬之助 (12) (上海北四川路九三六號、春日洋行內 (同行))	風神 茂 (8) (上海四川路二一四號、横濱正金銀行內 (同行))	黒崎 英夫 (3) (上海九江路二一〇號、一〇一號、村田商店內 (同店))	昭7 專 經 田中 伊造
青木 定夫 (11) (上海閘北民德路、華中鐵道會社內 (同社營業課))	松木 清三 (11) (青島恩縣路甲七號ノ九 (島貿易會社青島出張所))	福井 義郎 (昭15專一商) 去る七月二十一日逝去、遺族は大阪市西區松島町一ノ二二、父福井千太郎殿	昭7 專 經 田中 伊造
井上 善雄 (13) (中支杭州市福綠路六號、日本通運會社內 (同社會計課))	水戶 次作 (上海海寧路一九〇號、上海銀行內 (同行))	西森 正雄 (昭14專一商) 戰死、去る七月三十日無言の凱旋	昭7 專 經 田中 伊造
社取締役支配人)	宮元民之助 (3) (大阪市東淀川區十三四之町五丁目官舍 (任地方警視、十三警察署長))	吉田 正 (昭8專一商) 去る八月二十日逝去、遺族は神戶市灘區高羽當磐木三〇七ノ二三、母宮スミ殿	昭7 專 經 田中 伊造
井口 圭司 (九) (兵庫縣瓦斯用木炭會社)	根津菊治郎 (五) (臺北市京町朝日新聞社支局氣付、ビルマ・ラングーン支局内 (同支局長))	村田 潤 (昭11專一法) 去る八月十二日逝去	昭7 專 經 田中 伊造
飯田慶一郎 (明40) 豊中市新免南通二	濱崎 多松 (三) (濱崎工業社長、門司市會議員に當選)	吉田 正 (昭8專一商) 本年四月二十日北支に於て奮戰中頭部に手榴彈爆創を受けて壯烈なる戰死、遺族は尼崎市尾濱名月坂、母吉田茂子殿	昭7 專 經 田中 伊造

校友會費拂込者氏名

長瀨 支亮

(參圖)

大隅

末廣

川越

茂樹

昭和十七年度會費

(參圖)

朝日

勘一

木村松太郎

後藤

三郎

砂堀

正

高馬

將男

竹内虎治郎

柴山

大亮

西田

義介

藤田

正明

松村

勘次

安田

作太郎

吉川

重殷

吉本

房造

池内

覺太郎

飯田

清藏

伊地知兼郎

池上

猛夫

江上

春雄

岡本

徳

篠原

公生

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

五郎

原田

市之進

德井

聯作

皆木

鉄夫

横山

森近哉

山川

正七

藤田

茂雄

馬場

圓吉

田坂

鉄廣

奥山

伍郎

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

圓吉

田中

利一

高松

有爲

川上

道雄

藤田

榮五郎

馬場

關西大學
講師 原田鹿太郎著

定價三・二〇
送料二・二〇

新會社法要綱

全訂參版

序・今回本書三版を發行する機會に恵まれたので、從來附錄としておいた有限會社の説明を本文に入れると同時に、株式會社に付て不充分なりし理論、實際の總ての問題に對し、簡單ながら筆を進め、尙外國會社罰則の説明中にも有限會社につき附言した。只會社の合併については本書は總論中に一括説明する方法をとつてゐるのであるが紙型の關係で右の箇所へ有限會社の合併の説明を入れることが困難である爲め、これは切離し有限會社の説明中にこれを加へることにした。

今まで新會社法講義要綱なりし書名を、內容刷新の機會に新會社法要綱と改めた。